

令和4年度 第5回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和4年度第5回農業委員会総会日程表

日 時 令和4年8月5日（金） 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出書の受理について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第7 議案第5号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 日程第8 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について
- 日程第9 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（19名）

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一 | 3 高橋忠明 | 4 横尾昇 |
| 5 押条和司朗 | 6 中泉敏則 | 7 鈴木修三 | 8 篠原京子 |
| 9 星川俊夫 | 10 高橋博 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋晴豊 |
| 13 鈴木博美 | 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 | 16 鈴木秀幸 |
| 17 寺尾悟志 | 18 則友祝幸 | 19 石川武将 | |

出席農地利用最適化推進委員（23名）

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 1 脇純樹 | 2 石川茂 | 3 薦田悦男 | 4 森川雅之 |
| 5 石川俊治 | 6 佐藤保之 | 7 宇高勉 | 8 鎌倉静夫 |

9 尾崎之隆	10 喜井仁志	11 村上紘一	12 三宅恒久
13 紀井正明	14 受川清男	15 河村一碩	16 合田篤夫
17 鈴木一郎	18 眞鍋聖二	19 川上雅司	20 渡辺昇
21 越智寧	22 村上佳清	25 鈴木敏也	

欠席委員（0名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

23 近藤良啓	24 高橋祥志
---------	---------

出席した職員

事務局長 篠原敬三	次長 三宅栄一	係長 武村美保
係長 三村真都華	主査 金子愛弓	専門員 白石直樹

第5回 四国中央市農業委員会総会 次第書

開会 令和4年8月5日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、19名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第5回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

農地利用最適化推進委員の

23番 近藤 委員

24番 高橋 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

4番 横尾 委員、6番 中泉 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、を議題といたします。

議長 報告を求めます。金子 主査

金子 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和4年7月1日解約。

以上、1件の解約通知がありましたので、報告します。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り、経営の安定を目指すもので、許可後は引き続き果樹の栽培を予定しています。

番号2の案件については、父から子へ贈与による所有権移転です。許可後は米と里芋の作付けを予定しています。

番号3の案件については、報告第1号にて説明しました、慣行小作権の解約に伴う離作補償による所有権移転です。経営の安定を目指すもので、許可後は従来どおり水稻の作付を予定しています。

番号4の案件については、贈与による所有権移転です。渡人の父が受人に生前贈与していましたが、手続きができていなかったため、今回申請するもので、許可後は柳根竹を栽培、その茶葉を加工し出荷する予定です。なお、受人は平成30年に新規就農し、同年に今回と同様の目的にて、土居町土居及び天満において3条許可を受け、現在も柳根竹を栽培しています。

番号5の案件については、叔父から甥へ贈与による所有権移転です。申請

地は今年7月の総会において、「農地台帳登載願」が提出された農地です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は里芋の栽培を予定しています。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は野菜の作付けを予定しています。

番号7の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は里芋の作付けを予定しています。

番号8の案件については、競売による所有権移転です。受人は、今年6月の総会において、「農地法第3条第1項に係る買受適格証明願」が承認された買受適格者で、今回の入札において、最高価買受人となったため申請するものです。買受適格証明交付時と事情が異なっていない場合には、許可相当と認められる案件です。許可後は葱の作付けを予定しています。

番号9の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り、経営の安定を目指すもので、許可後は里芋の作付けを予定しています。

番号10の案件については、贈与による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は米の栽培を予定しています。

続いて、番号11の説明の前に、1か所訂正をお願いします。受人の経営面積及び自作地面積が「0」となっておりますが、「48.8」の誤りです。訂正をお願いします。

番号11の案件については、贈与による所有権移転です。申請地は受人宅に隣接する農地で、許可後は野菜の作付を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 異議ありません。
議長 続きますして2番
委員 異議ありません。
議長 3番
委員 異議ありません。
議長 4番
委員 異議ありません。
議長 5番
委員 異議ありません。
議長 6番
委員 異議ありません。
議長 7番
委員 7番、8番、異議ありません。
議長 9番
委員 異議ありません。
議長 10番
委員 異議ありません。
議長 11番
委員 異議ありません。
議長 ほかに、質疑はありませんか。
委員 (「特になし。」との声)
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案
のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
委員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出書の受理」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出書の受理」について、説明いたします。

農地法第4条第1項第9号の規定に基づき、2a未満の農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合は、県知事の許可を必要とせず、農業委員会に届け出ることとなっています。

ここで言う「届出の受理」とは、適法なものとして受領したことを表示する行為であり、申出の適法性について、審査・判断を伴い、かつ、一定の法的効果の発生を伴うことから、「受理・不受理」について審議する必要があります。

番号1の案件について、申請者は、農機具を保管する農業用倉庫を建築するため申請するもので、申請地は、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、やむを得ないと思われれます。なお、前面道路の新設工事の際に、道路と農地の段差を解消するために、国土交通省により、申請地の一部に進入路が造設されており、今回、進入路を含めた申請地に農業用倉庫を建築する予定です。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、「農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出書の受理」について、「受理」することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり受理することに決しました。

議長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は12件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1と2の案件について、受人は、機械据付工事業等を営む法人ですが、業務拡大により、資材置場が不足しているため、申請地を譲り受けての資材置場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。なお、申請地の一部に倉庫が既に造られているため、始末書が提出されています。

番号3の案件について、受人は、宅地建物取引業を営む法人ですが、現在、同地域内で住宅建築の需要が高まっていることから、申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地は将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号4の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、住環境が整い、交通アクセスも良好な申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地周辺は、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号5の案件について、受人は建設業を営む法人で、現在、高速道路の高架橋の耐震補強工事を行っており、先月の総会に続き新たに申請するもので、工事用地が狭く、仮設事務所、仮設駐車場及び資材置場を確保する必要がある他、仮置土置場等も不足していることから、一時的に申請地を借り受けての仮置土、表土置場及び重機置場建設で、申請地は、一時的な転用であり、工事完了後は農地に復元するため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人はリサイクル業を営む法人で、現在一体利用地である土地を渡人から借地し、資材置場として利用していますが、現在の置場のみでは手狭であるため、申請地を譲り受けての露天資材置場建設です。なお、申請地は既存施設の隣接地として既に一体的に資材置場として利用されていることから、経緯書が提出されております。

番号7の案件について、受人は宅地建物取引業等を営む法人ですが、現在、同地域内で住宅建築の要望が多いことから、申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号8の案件については、今年4月の総会において、農業振興地域からの除外について諮問された案件で、愛媛県との事前協議も終え、農業振興地域の整備に関する法律第11条第1項の公告期間が終了したことにより、今回転用申請するものです。

受人は、土木工事業及び運搬事業等を営む法人ですが、既存の車両等の置

場は恒常的に飽和状態にあり、車両等の置場が不足しているため、申請地を自身が役員務める法人へ貸し付けての各種車両置場等の建設です。なお、申請地は既に造成されているため、始末書が提出されています。

番号9の案件について、受人は、宅地建物取引業を営む法人ですが、住環境が良く、子育て世帯に利便性の高い申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号10の案件について、受人は製袋業を営む法人ですが、現在、利用している従業員駐車場は、本社から離れており、アクセスも不便であるため、近隣にある申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号11の案件について、受人は、現在、賃貸アパートに居住しており、渡人である父から申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号12の案件について、受人は、病院を経営する法人ですが、現在、賃借している従業員駐車場が離れており、不便であるため、申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地は第2種農地であり、既存施設にも隣接しているため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番と2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 6番

委員 今回の案件については、渡人が一体利用地を含む申請地を、同時期に他者から譲り受け、申請地については果樹の栽培を試みたが、うまく育てることができなかつたとのことです。

一体利用地については、受人より資材置場として利用するために借りたいとの申し出があり、貸していたようです。その際に、双方の認識不足から今回の申請地を含め一体的に利用していたようです。

このことについて、私も推進委員として何度か指導をしてきました。

今回の申請にあたっては、過去に土壌、土質の関係で果樹の栽培がうまくいかなかったこと、また、今回の申請で許可されれば、現在、渡人と受人の間で資材置場として一体利用している土地及び申請地を含め、購入する計画があることを考慮すると、農地として原状回復しても、継続して利用することが難しいと思われます。なお、申請地は豊岡町と土居町の境に存しますが、排水に関して三島と土居の土地改良区で協議が整い、改良区の意見書も添付されていることから、転用することはやむを得ないと思います。

議長 7番

委員 異議ありません。

議長 8番

委員 申請地は、昭和45年頃に鶏舎を建設して平成18年頃まで養鶏業を営ん

でいた土地で、受人が取得した平成28年頃も平成18年頃に廃業した鶏舎が建っており、農業振興地域内の農業用施設用地として登録されていました。本来なら、受人が購入する前の所有者が、鶏舎を建設した際に、農業用施設用地として登記地目を「宅地」として変更しておくべきところを変更することなく、そのままにしておいたようです。

今回、農業振興地域からの除外により、申請地と隣接している自身が役員を務める法人が駐車場として使用している土地を一体利用し、車両置場等として使用するようですが、既に造成されています。申請地は、昭和45年頃から長年にわたって鶏舎が建設されていた土地であり、土壌や土質の関係から農地として現状回復させても農地として継続して利用することは難しいと思います。また、土地改良区の意見書も添付されていることから、転用申請することはやむを得ないと思います。

議長 9番

委員 異議ありません。

議長 10番

委員 異議ありません。

議長 11番

委員 異議ありません。

議長 12番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求め

ます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。白石 専門員

白石 それでは、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、3年間の使用貸借です。

番号2の案件については、5年間の使用貸借です。

番号3の案件については、5年間の使用貸借です。

番号4の案件については、5年間の使用貸借です。

番号5の案件については、5年間の使用貸借です。

番号6の案件については、5年間の使用貸借です。

番号7の案件については、5年間の使用貸借です。

番号8の案件については、再設定ですので、説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、8番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番から3番、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 4番と5番

委員 4番、5番、6番、異議ありません。

議長 7番

委員 特に異議ありません。

議長 8番の再設定について質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第4号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第7、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 係長

三村 それでは、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が引き続き、相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に引き続き農地の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1の案件については、7月20日に現地調査を行いました。

番号2の案件については、7月21日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。
これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。
また7月20日、現地確認を申請者、事務局とおこないました。野菜や柑橘などの栽培を行っており、しっかりと管理されていることが確認できましたので問題ないと思います。

議長 番号2番

委員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。
また7月21日、現地確認を申請者、事務局とおこないました。野菜や柑橘、米などの栽培を行っておりしっかりと管理されていることが確認できましたので問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり「引き続き農業経営を行っている旨の証明」をすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり「引き続き農業経営を行っている旨の証明」をすることに決しました。

議長 日程第8、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」につ

いて、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三村 係長

三 村 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件については、先程説明しました、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号6の「露天資材置場」の関連案件です。当該「道」「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用する予定です。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

番号2の案件については、先程説明しました、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号7の「建売住宅建築」の関連案件です。当該「道」は、湾曲しているため、一部を用途廃止し、寄附・払い下げを行い、道路を対面と平行とし、直線となるよう付け替えるものです。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

番号3と4の案件について、番号3の「道」は、申請人の所有する宅地に介在しており、所有地を有効利用するため一部を用途廃止し、払い下げを受け、一体利用する予定です。なお、代替地として一部を寄附する予定です。番号4の「水路」は、現在、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、自己所有地とともに一体利用する予定です。また、地元水利組合の同意書も添付されています。

番号5の案件について、当該「水路」は、現在、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、自己所有地とともに一体利用する予定です。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

番号6の案件について、当該「水路」は、現在、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、自己所有地とともに一体利用する予定です。なお、地元土地改良区と水利組合の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 現地を確認しましたが、「道」「水路」とも申請人が借地する土地と一体利用され、機能しておらず、公共の用に供していない状況です。

用途廃止後は払い下げを受け、隣接地を含む周辺の土地について購入する計画があり、一体的に利用するため支障はないこと、また、地元の土地改良区の同意も得られているようですので、用途廃止することは問題ないと思います。

議 長 番号2番

委 員 7月30日現地を確認しました。現在、湾曲している道路を平行にするため一部、払い下げを受け一体利用地として利用し、代替地も寄付する予定であり、また、地元土地改良区の同意書も添付されていることから、用途廃止することは問題ないと思います。

議 長 3番と4番

委 員 6月4日と7月2日、現地を確認しました。道の一部と水路は、随分前から申請者の宅地と一体化しており、申請者以外に使用することはなく、道の代替地も寄付する予定であり、また、地元水利組合の同意書も添付されていることから、用途廃止することは問題ないと思います。

議 長 番号5番

委 員 現地を確認しましたが、「水路」は申請人の土地の一部となっていて機能しておらず、公共の用に供されていない状況です。また、地元の土地改良区の同意も得られているようですので、用途廃止することは問題ないと思われま。なお、新しい水路もできており、西側の川に流れるようになって

ているので問題ないと思います。

議長 番号6番

委員 8月4日、現地を確認しましたが、当該水路は申請人の土地の一部となっていて機能しておらず、公共の用に供されていない状況です。また、地元の土地改良区や水利組合の同意も得られていることから、用途廃止することは問題ないと思われます。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」について、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第9、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、説明いたします。

番号1について、申出者は、電気設備の設計・施工事業を営む法人ですが、業績好調により、資材置場が不足しているため、新たな資材置場の建設を計画しています。

しかしながら、所有地において建設可能な敷地がなく、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするも

のです。

番号2について、申出者は、製紙・紙加工業等を営む法人ですが、近年、製品の需要が拡大するとともに、出荷量が増大しているため、恒常的な倉庫不足となっており、新たな倉庫の建設を計画しています。

しかしながら、所有地において建設可能な敷地がなく、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

番号3について、申出者は、貨物運送業及び倉庫業等を営む法人ですが、近年、出荷量が急増した際に対応できるよう、在庫を確保しておく倉庫業務が増加傾向にあり、新たな倉庫の建設を計画しています。

しかしながら、所有地及び隣接地において建設可能な敷地がなく、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 1番、2番、特に異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「変更しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めま

す。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、「変更しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委員 (「特になし。」との声)

議長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局長 事務報告

議長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第5回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14 : 20)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 陽

委 員 横 尾 昇

委 員 中 泉 敏 剛